

議 第 39 号

平成31年2月18日提出

熊本市国際交流会館条例の一部改正について

熊本市国際交流会館条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市国際交流会館条例の一部を改正する条例

熊本市国際交流会館条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条並びに第3条第2号及び第5号中「在熊外国人」を「在住外国人等」に改める。

第5条第3号及び第14条中「き損し」を「毀損し」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

国際交流会館の事業の対象となる外国人を明確化する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。